



三重県公報

令和8年7月1日 (水)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
条 例			
23	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(子どもの育ち支援課)	3
24	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	9
25	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	10
26	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	11
27	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子どもの育ち支援課)	14
28	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	15
29	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	19
30	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	(同)	20
31	三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例	(災害対策推進課)	22
規 則			
41	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	25
42	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則	(子どもの育ち支援課)	25
43	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則	(同)	27

公布された条例のあらまし

- ◎ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第 23 号)
 - 1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (条例第 24 号)
 - 1 自動車取得税の更正、決定等を行うことができる期間が経過することに伴い、行政機関の設置に係る規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 25 号)
 - 1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に鑑み、通勤手当に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）
- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）
- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児の数及び職員の配置基準に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 28 号）
- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における 1 学級の子どもの数及び職員の配置基準に関する規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）
- 1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に鑑み、通勤手当に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）
- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、授業料の納付時期の規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）
- 1 気象業務法等の一部改正等に鑑み、災害発生時等における避難の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十三号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 管理運営等</p> <p>認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(イ)〜(レ) (略)</p> <p>(ロ) 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この(ロ)において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に</p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 管理運営等</p> <p>認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(イ)〜(レ) (略)</p>

係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
--

（三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第十三条の二 （略） （児童対象性暴力等の防止）	第十三条の二 （略）
第十三条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第三十三条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>第三十三条 削除</p> <p>(準用)</p>
<p>第四十三条 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十三条、第三十三条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p>	<p>第四十三条 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十三条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p>
<p>第六十四条 第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二條まで及び第二十四条から第三十八条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十三条」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十三条第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第六十四条 第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二條まで、第二十四条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十三条」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十三条第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第六十五条の二 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二</p>	<p>第六十五条の二 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二</p>

条まで、第二十四条から第三十八条まで、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第五十八条及び第六十三条の規定は、共生型放課後等サービス（放課後等サービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の二、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項及び第三十条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の三から第二十二まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十八条まで、第六十九条の六及び第六十九条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは

条まで、第二十四条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第五十八条及び第六十三条の規定は、共生型放課後等サービス（放課後等サービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の二、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の三から第二十二まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第六十九条の六及び第六十九条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の七」と、第十六条

<p>「第七十六条において準用する第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二項中「次条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて」と読み替えるものとする。</p>
---	--

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第二十九条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第二十九条 削除</p>

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第五条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u></p>	<p>第九条（略）</p>
<p>第九条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十四号

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例

三重県行政機関設置条例（平成十七年三重県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車税事務所）</p> <p>第五条 法第百五十六条第一項の規定に基づき、自動車税の賦課、徴収等に関する事務を処理させるため、自動車税事務所を設置する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（自動車税事務所）</p> <p>第五条 法第百五十六条第一項の規定に基づき、自動車税及び自動車取得税の賦課、徴収等に関する事務を処理させるため、自動車税事務所を設置する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

- 1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った自動車取得税の賦課、徴収等に関する事務については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月 <u>（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）</u>の人事委員会規則で定める日に支給する。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。</p> <p>5～7 (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十六号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成二十七年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課税免除又は不均一課税）</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によって課税することができる。</p> <p>一 事業税法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設（法第五条第四項第五号に規定する特</p>	<p style="text-align: center;">（課税免除又は不均一課税）</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によって課税することができる。</p> <p>一 事業税法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設（法第五条第四項第五号に規定する特</p>

定業務児童福祉施設をいう。以下この号において同じ。)のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備(特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。)に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

イ〜ハ (略)

二 (略)

三 県固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋

定業務児童福祉施設をいう。)のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。

イ〜ハ (略)

二 (略)

三 県固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋

<p>又は構築物及び償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十二条の規定により市町が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後三箇年度内において県が課する固定資産税については、県税条例第百五十九条の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ〜ハ （略）</p>	<p>又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十二条の規定により市町が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後三箇年度内において県が課する固定資産税については、県税条例第百五十九条の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ〜ハ （略）</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和八年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十七号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（学級の編制の基準）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 一学級の園児の数は、<u>三十人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第十三条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭</u>又は養護助教諭</p> <p>三 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（学級の編制の基準）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 一学級の園児の数は、<u>三十五人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第十三条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 主幹養護教諭、<u>養護教諭</u>又は養護助教諭</p> <p>三 （略）</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数については、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十二条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十八号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員配置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(次号及び第七号において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(次号において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は、知事が別に定める場合を除き、<u>三十人</u>以下とする。</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ、ホ (略)</p> <p>ベ <u>イ、ロ及び二により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限つて、当該認定こども園</u></p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員配置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(次号及び第七号において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(次号において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子どもの数は、知事が別に定める場合を除き、<u>三十五人</u>以下とする。</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ、ホ (略)</p>

も園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教養に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

4 第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもつて代えることができる。

附 則

4 第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもつて代えることができる。

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

第三条第一号イ	第三条第二号イの規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

9 第三条第二号イ及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第三条第二号イただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例(令和六年三重県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和十年三月三十一日までの間、</u>この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定(満三歳以上</p>	<p>附則</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、</u>この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定は、適用しない。この場合において、</p>

<p>満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定(満</p>	<p>この条例による改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
<p>3 三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第三条第一号イの規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第三条第一号イの規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一学級の子どもの数については、この条例第一条による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号ロの規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十九号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通勤手当) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。 5～7 (略)	(通勤手当) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。 5～7 (略)

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の納付時期等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料は、当該各号に定める日までに納付しなければならない。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。）第五条の規定により就学支援金の支給を受け、<u>る者の授業料</u> 就学支援金支給法第七条の規定により教育委員会が受給権者に代わつて就学支援金を受領した日から前二項の規定により当該授業料を納付すべき日（次号において「納付日」という。）の属する会計年度における三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十一条第一項の規定による出納閉鎖期日</p> <p>二 退学又は休学の事実が発生した日の属する月までの授業料 退学又は休学の事実が発生した日（納付日が既に到来している場合及び就学支援金支給法第五条の規定により就学支援金の支給を受け、<u>る場合を除く。</u>）</p>	<p>(授業料等の納付時期等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料は、当該各号に定める日までに納付しなければならない。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「就学支援金支給法」という。）第五条の規定により就学支援金の支給を受け、<u>かつ、就学支援金支給法第九条の規定により支払の一時差止めをされていない者の授業料</u> 就学支援金支給法第七条の規定により教育委員会が受給権者に代わつて就学支援金を受領した日から前二項の規定により当該授業料を納付すべき日（次号において「納付日」という。）の属する会計年度における三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十一条第一項の規定による出納閉鎖期日</p> <p>二 退学又は休学の事実が発生した日の属する月までの授業料 退学又は休学の事実が発生した日（納付日が既に到来している場合及び就学支援金支給法第五条の規定により就学支援金の支給を受け、<u>かつ、就学支援金支給法第九条の規定により支払の一時差止めをされて</u></p>

4 ～ 6 (略)	いない場合を除く。) 4 ～ 6 (略)
-----------	-------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三重県立高等学校条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。
- 2 令和八年四月一日前から引き続き高等学校に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する者を除く。）に係るこの条例による改正後の三重県立高等学校条例第八条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十一号

三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例

三重県防災対策推進条例（令和二年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 地震、津波、地盤の液状化、豪雨、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <p>二〜八 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 地震、津波、豪雨、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生じる被害をいう。</p> <p>二〜八 (略)</p> <p>九 避難準備・高齢者等避難開始 住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早期に避難を求めるために市町が発令する情報をいう。</p>
<p>(避難の指示等への対応の準備)</p> <p>第二十五条 自主防災組織は、緊急安全確保による緊急に安全を確保するための措置の指示をいう。以下同じ。)、避難指示(同法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示をいう。以下同じ。)又は高齢者等避難(同法第五十六条第二項の規定による必要な情報の提供その他の必要な配慮をいう。以下同じ。)の発令があった場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(防災情報の収集及び伝達体制の整備)</p>	<p>(避難の勧告等への対応の準備)</p> <p>第二十五条 自主防災組織は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令があつた場合に地域住民の避難が円滑に行われるようあらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(防災情報の収集及び伝達体制の整備)</p>

第三十六条 (略)

2 県は、市町と連携して、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の発令に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。

(避難計画の策定)

第四十条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 (略)

(災害発生時等における避難)

第六十一条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十二條第二項又は第三十九條第二項に規定する地図等の活用により、居住地の地形等災害関連情報を正しく認識し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、緊急安全確保、避難指示又は高齢者等避難の発令があつたときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

2 県民は、地震による強い揺れ又は持続時間の長い揺れを感じた場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難指示を待たずに、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 (略)

4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報(暴風雨及び大雨に関するものに限る。)、気象注意報(風雨、大雨及び雷に関するものに限る。)、洪水警報、

第三十六条 (略)

2 県は、市町と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との調整を図るものとする。

(避難計画の策定)

第四十条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、県、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、法令に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備・高齢者等避難開始の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 (略)

(災害発生時等における避難)

第六十一条 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、第二十二條第二項又は第三十九條第二項に規定する地図等の活用により、居住地の地形等災害関連情報を正しく認識し、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は避難準備・高齢者等避難開始の発令があつたときはこれに応じて速やかに行動するよう努めなければならない。

2 県民は、地震による強い揺れ又は持続時間の長い揺れを感じた場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、津波により生じる被害の発生が予想される場所から高台その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 (略)

4 県民は、気象業務法施行令第四条に規定する気象警報(暴風雨及び大雨に関するものに限る。)、気象注意報(風雨、大雨及び雷に関するものに限る。)、洪水警報、

洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報若しくは同令第五条に規定する気象特別警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、高潮特別警報、波浪特別警報、洪水特別警報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第六十三条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

（警戒宣言等の周知）

第八十条 知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震に関連する調査情報（臨時）若しくは東海地震注意情報若しくは南海トラフ地震臨時情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。

洪水注意報、高潮警報、高潮注意報、波浪警報若しくは波浪注意報若しくは同令第五条に規定する気象特別警報（暴風雨及び大雨に関するものに限る。）、高潮特別警報、波浪特別警報又は気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の規定による土砂災害警戒情報（第六十三条第三項において「気象警報等」という。）が発表された場合その他集中豪雨等による被害の発生が予想される場合においては、海岸又は河川の周辺、土砂災害のおそれのある場所その他危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない。

（警戒宣言等の周知）

第八十条 知事は、警戒宣言が発せられた場合又は気象業務法第十一条の規定による東海地震に関連する調査情報（臨時）若しくは東海地震注意情報若しくは同法第十一条の二の規定による東海地震予知情報が発表された場合には、市町及び防災関係機関と連携して、その内容を速やかに県民に周知しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十一号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成二十七年三重県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「同条第三項第二号の2の2」を「同条第三項第二号の3」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十二号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 30 regarding childcare workers and their qualifications.

<p>いう。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士(同条第二項、附則第九項又は第十項の規定により保育士とみなされる者及び第三十条第二項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>を、一人に限って保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p>11 前二項の規定を適用するときは、保育士(第三十条第二項、附則第二項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前二項の規定の適用がないものとした場合の第三十条第一項により算定される保育士の数の三分の二以上置かなければならない。</p>	<p>11 前二項の規定を適用するときは、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第二項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二項の規定を適用しないとした場合の第三十条により算定されるものをいう。)の三分の二以上置かなければならない。</p>
<p>12 第三十条第二項及び附則第二項の規定により理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第二項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(令和六年三重県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この規則による改正後の第三十条第一項の規定(満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第三十条第一項の規定(満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附則 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この規則による改正後の第三十条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第三十条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
<p>3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この規則による改正後の第三十条第一項の規定(満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第三十条第一項の規定(満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年三重県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(職員の数)</p> <p>第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時二人を下つてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第九項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第三項に規定する保育士登録又は三重県の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二〜四 (略)</p> <p>五 第一号に定める者については、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法</p>	園児の区分	員数	(略)	(略)	<p>(職員の数)</p> <p>第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時二人を下つてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第九項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第三項に規定する保育士登録又は三重県の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二〜四 (略)</p>	園児の区分	員数	(略)	(略)
園児の区分	員数								
(略)	(略)								
園児の区分	員数								
(略)	(略)								

の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

9 第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもつて代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもつて代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて同表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 第三条の表備考第五号及び附則第九項から前項までの規定により第三条の表備考第一号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもつて代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数^二の三分の一を超えてはならない。

14 第三条の表備考第五号及び附則第九項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて同表備考第一号に定める者(同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改

の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

9 第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもつて代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもつて代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて第三条の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 附則第九項から前項までの規定により第三条の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもつて代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数^二の三分の一を超えてはならない。

正する規則の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(令和六年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、この規則による改正後の第三条の規定(満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、<u>この規則による改正前の第三条の規定(満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)</u>は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この規則による改正後の第三条の規定(満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、<u>この規則による改正前の第三条の規定(満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)</u>は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第三条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第三条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>